

平成29年

**議会改革特別委員会会議録**

**加 須 市 議 会**

議 会 改 革 特 別 委 員 会

第 1 3 回      8 月 9 日 (水曜日)

平成29年議会改革特別委員会 第13回

平成29年8月9日（水曜日）午前9時30分開議

審査案件

議会改革に関すること

**出席委員（9名）**

1番	野中芳子君	2番	竹内政雄君
4番	柿沼秀雄君	5番	小勝裕真君
6番	小坂徳蔵君	7番	佐伯由恵君
8番	大内清心君	9番	森本寿子君
10番	酒巻ふみ君		

(議長 福島正夫君)

**欠席委員（1名）**

3番 新井好一君

**委員外議員**

6番 池田年美君  
21番 及川和子君  
22番 松本英子君

**本委員会に出席した事務局職員の職氏名**

事務局長 江原千裕  
主幹（議事・三宅昌之  
調査担当）

議事課長 戸田実  
主査（議事・酒巻俊郎  
調査担当）

開会 午前 9時30分

### ◎委員長のあいさつ

○委員長（小坂徳蔵君） 皆様おはようございます。今日は早朝より第13回議会改革特別委員会にご参集いただきましてありがとうございます。一昨日は立秋でございまして、暦の上では秋の季節になるわけですがけれども今日は天気予報によりますと、台風一過のこともありまして最高気温が37度という厳しい猛暑の予報がでております。改めて、皆さんには残暑見舞いを申し上げる次第でございます。そして、今日9日は、ご承知のように長崎に原爆が投下されて72年目の日となります。加須市はご承知のように核兵器の廃絶を求めて平和都市を宣言しております。先月、市報かぞ7月号には先日の6日の広島被爆、そして今日の長崎被爆、さらに終戦の日であります15日には、平和を祈って、1分間の黙とうをとということで市民に呼び掛ける記事を掲載しております。改めてこの時期になりますと、核兵器の廃絶、平和に対する思いを強めているということでもあります。さて、本委員会も13回目の協議となります。本委員会に課せられました目標は市議会の最高規範である市議会基本条例の制定を目指して協議を進めるということになっております。この間、協議を行ってまいりまして委員各位のご協力によりまして委員会で協議をするたびに基本条例のイメージ並びに全体像がより明確になって、内容も豊かになってきていると、私は、そのように感じております。当初委員会では議会基本条例の制定に向けて、ロードマップ、工程表を作成いたしております。これまでの協議をふりかえってみますと、この工程表にそって、概ね順調に推移しているのかなと改めて思っておるわけでございます。引き続きこの工程表にそって協議を進めていきたいと、そのように思っております。これからの議会のスケジュールと致しましては、第3回定例会が9月1日に開会する予定になっております。従いまして、委員会と致しましてはその前に、第3回定例会が開会する前までに議会基本条例の素案を確定して、議員全員に報告していきたいと考えているところでございます。その上で、第3回定例会が終わった時点でこの条例素案に対して公述人の方から意見をお伺いする公聴会開催を今日決めていきたいと考えております。今日の議事も、多岐にわたるわけでございますが、自由討議によって協議を進めてまいりたいと、そのように思うわけでありまして、委員各位のご協力をお願いをいたしまして開会にあたってのあいさつといたします。本日も、どうぞよろしくお願いいいたします。

◇

### ◎議長のあいさつ

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、公務ご多忙中のところ、福島議長さんにご出席をいただいております。議長からごあいさつをお願いいたします

○議長（福島正夫君） はい。皆さん、改めて、おはようございます。第13回議会改革特別委員会の委員の皆さん方、小坂委員長さんをはじめご健勝でご参加いただきまして本当に、ありがとうございます。先ほど、委員長さんの方から被爆のお話がありましたが、また日本として平和のありがたさ、これをもう一度見直す時期に、毎年この時期になると、来ておりますが、本当に、この日本の平和を維持していく、これが、市民、国民にとって重要なのかなって、そんな感じを私は受けておるところであります。ただ、台風5号というのが、この間、日本列島を南から北まで大変な被害をおよぼしました。今、高齢社会、長寿社会となったところで、台風まで長寿になったのかなと、そんな感じを受けるほど長い台風でございました。ただ、この辺は、他だからよかったとそういう訳ではないんですが、この加須市というところは、安定して生活できる場所なのかなって、そんな感じがいたします。その中でこの重要な議会改革、これが、今、ここまで進んできたということに、皆さん方のご努力に感謝いたします。せっかくですので、全国に誇れるような基本条例が出来ればと思っております。どうか、これから、まだまだ、先ほど立秋、過ぎたというお話がありましたが、これから、また、本格的な夏が来るような、暑い日が続くと思いますが、委員の皆さん方には、お体には十分、留意されまして議員活動に精を出していただければと思います。この議会改革特別委員会が、素晴らしいものが出来るよう祈念いたしまして、あいさつとかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（小坂徳蔵君） 福島議長さんには、ありがとうございました。



### ◎開会の宣言

○委員長（小坂徳蔵君） それでは第13回議会改革特別委員会を開会いたします。



○委員長（小坂徳蔵君） 議事の進行は皆様のお手元に配布してある次第にそって進めてまいります。まず、報告事項から始めます。初めに（1）市議会基本条例制定に係る執行部との事前協議の報告、この件について報告を致します。この件に関しましては、前回の委員会で小勝副委員長からその要点について説明を行っております。その後、第2回事前協議の会議録を調製いたしました。それが資料1-1でございます。これが、執行部と議会との事前

協議の第2回目の会議録でございます。あとで、お目通しをお願いいたします。さらに、この会議録の要点としてまとめたものが資料の1-2でございます。これは事前協議した項目と、それについて、市長部局がどのような意見を述べて、それに対して私がどう説明したのかと、そういうことを、これは要点をまとめたものでございます。私が、言ったこともありますので、私の方から内容について、少しだけ説明をしておきます。資料1-2について若干説明をいたします。まず、議会側、事務局、執行部が6人と、出席者の氏名をここに記載してあります。執行部と議会との意見交換の関係ですが、まず、議決事件の追加についての意見交換、事前協議を行いました。これに対して、左側が執行部側から言われたこと右側の欄が議会側が説明した内容になっております。議決事件の追加の関係ですが、これについては具体的に2つの案件について議会の議決ということにしております。都市宣言であるとか、あるいは総合振興計画の策定、あるいは改正の関係であります。これに対して、市側の方から、まずは、基本条例につきまして加須市の条例であることに違いはありませんので、議会で制定したものであっても、加須市もこれに従うことになる。そういう大前提のもとで、2つではなくて、もう少し含みある表記にさせていただくかと、そのような話がございました。それに対して、もう少し弾力的な表現が良いというようなことであれば第3項として、その他重要な事件について議決事件とすると、こういう項目も増やすことも可能だと。ただ条例の制定をする場合に、長期のことも考えて2項目にしたと。特に、執行機関の裁量権を狭めることはしないというのは、議会としては基本的な考え方だということで説明をいたしました。これについては、ここには書いてないんですが、それはありがたいことだと、執行機関としてはですね。そこまでは考えが及ばなかったので、持ち帰って、検討したいというような。これについては、話がございました。

それから、2ページの関係なんですが反問権について、意見交換をしてあります。

その中で、この要点の中段以降の部分なんですが、一般質問の場合は、時間制限があると、執行部が質問の権限を行った場合に、その時間は議会の取り扱いの質問の中に含まれるのかということで、質問がありました。これについては一般質問の制限時間は60分なんだと、その中で、行うと。時間のことは考えていないと。そういうことで説明をしました。それから市長部局の方から議案質疑に反問権、要するに、質疑について、正すことが出来るのかという質問もあったんですが、これは、議案の場合には、市長部局が提出しているのであって、それについての俗にいう反問権というのは議案質疑には、あり得ない。これ、当然のことです。そういうように、ただ、委員会の質疑は、いろいろ細かいことまで及んでいくので、委

員会の質疑はどういう質問ですか、質疑の内容は何ですかというようなことを執行機関の方から質疑をする、問いただすということは想定していると答えております。それから、3ページの方に移りますが、反問権の関係なんです、総合政策部長は、例えば質問要旨の確認をすることができる、もっと限定的な、部課長にとって分かりやすい表現に出来ればありがたいということです。新たなやりとりの含みがあるような表現に思えてしまうと。市長以外の部課長が行使することはないというような発言でございました。これに対しては小勝副委員長がそうすると、市長自身も質問の確認しかできなくなる。そこまでおっしゃるなら、何か対案でもあるのですかということで、そこまで含めた議論も可能ではないかと、そのように解釈しているということで、答えております。また、いわゆる反問権の問題なんです、執行機関の方からは、この条文がなくても、市長であれば可能であるということで、話がございました。いずれにしても、部課長がそういうことをやることはないということで、発言がありました。

それから、3番目の議会審議における政策情報の提示についてということです。執行機関の方から特に懸念が出されたものは、これまで以上の資料をとということではないということ、で良いのかというようなことが、再三指摘がありました。これに対しては、これは条例素案の第25条第2項の文末で必要な資料の提出を求めることが出来るというふうに協議を修正するという、私は答えておりますけれども、そのように条例素案は修正になっております。

それから4番の閉会中の文書質問なんです、執行機関の方から特に懸念されたのは、乱発ということはないということ、でよろしいかと。これが、再三にわたって話がございました。要するに、これが乱発されると通常の業務に支障をきたすということであり、これに対しては私の方から乱発を防ぐことは考慮しなければならない。乱発出来ないようにすることを前提にやっていく、議会としてはそういうことは望んでいないということで説明しております。それから、4ページの関係ですが、文書質問の関係です。文書質問に対する回答は、議会の方で期間を定めていただければ、猶予を頂けるならば、2週間程度と想っているということで話がございました。そういうことになりましたので条例素案は、そういうことで2週間程度ということに換えてあります。これは、前回そのようなことで換えてあります。それから、その下の方に、一般質問の際に通告後に事故があった場合に、この文書回答については、1度きりのやり取りなら可能であり、基となる内容で事前に課長が確認した内容であるなら、回答書は出来上がっている、回答は可能であるということなので、そういう点



で前回から修正してあります。

それから、5番の議会予算の確保についてです。これは、執行機関から懸念が出されたのは、予算提案権は市長にある、この条項が必要であるかどうか、残るのか、随分、懸念されておりました。私のほうでは、これは議会としての努力規定だと。ただ必要な予算があれば、それは議会として市長にお願いをするということを、伝えてあります。更に、執行機関の方から懸念をされまして、これは5ページのほうに移るわけですが、この条項が出来た後、予算要求書に載っていない予算について、なぜ落とされたのかという議員からの質疑は無いということで良いのかということで、念押しされまして、予算特別委員会でなぜ議会関係の予算を削ったのか、そういうことについて、質疑すること自体おかしいと。なぜならば、市議会の手続きとして、議会予算に関しましては、代表者会議、それから議会運営委員会さらに、全員協議会で報告してあります。ですから、議員個人で議会予算について意見をすることはあり得ないことだと伝えてあります。これは、あくまで、議会予算の確保は、議会であって議員ではないということで、改めて申し上げます。

6. その他がありまして、図書館のレファレンスサービスの関係ですが、これにつきましては生涯学習部長が答えていますけれども、ここに書いてある通りです。図書館の役割として議員の皆さんに利用していただけることについて問題はないということです。そのように条例素案は修正してあります。

それから、執行機関の方から議会事務局のことを規定したのが第20条なんですが、そこに市民との仲介を行うという言葉を書いているんですが、「仲介」という表現については少し検討いただきたいという事であったので、これは、検討するというで伝えまして、前回の委員会で、これは連絡調整ということで語句を変更しております。

それから、さらに、報酬の問題で、議会が提案する場合ということで増額改定を含んでいるのかという話がありまして、一応、議員報酬については議会で提案しているという市議会が多々あるとそういうことも踏まえて、規定しておいた方がいいのではないかとということで、説明はしてあります。加須市の場合は特別職報酬等審議会を召集して審議はしていますが、それとの関係はどうなのかという話もありまして、それについては現状どおりで、なにも議会として市長提案を制限していることはないということで伝えてあります。ただ、後でまた、説明しますが、こういう議論を踏まえまして、議員報酬の関係については誤解を与える部分もあるということで、これについては、これに関連する条例の部分は1項と2項に分かれているんですが2項については全文削除してあります。誤解を与えるようなことは基本

条例には載せることはない、後でまた説明します。そういう観点から、これは削除してあります。あとで説明します。

それから、6 ページの関係です。議会基本条例が制定されますと市長部局、その他の行政機関もこれは拘束するということになります。そういう点で逐条解説が必要となってくるということで、ぜひ作っていただいて、執行部側にいただきたいというような話もございました。この条例の運用等については逐条解説などを作っていく予定はがあると、私、答えておりますが、一応、これに関して、また後で申し上げますけれども、事務は進めているということであり、これが第2回の執行部との事前協議の内容に関しての要点であります。

何かご質問ありますでしょうか。あれば、挙手を願います。

(発言する人無し)

それでは、この件については、前回は報告してございますけれども、後でお目直しをお願いいたします。

それでは、先に進みます。次は、報告事項の(2)加須市議会版シティプロモーションについて報告をいたします。加須市にはご承知のように総合政策部にシティプロモーション課が設けられております。また、先月、この市議会は埼玉県市議会議長会第4区議長会主催の研修会でシティプロモーションについて研修を行っております。シティプロモーションとはいったい何だということになるわけですが、これは住民と協働して地域のイメージアップを図り観光などの資源を利用してまちおこし、自治体の知名度を向上させる取り組みなどのことで、多方面にわたってこれが、広まっております。それを、我が加須市議会が初めて取り組み始めたという、これはまさに画期的な内容であります。それが、資料の2になります。それではこれに関しては戸田議事課長から説明をいたします。

○議事課長(戸田 実君) はい、委員長。

○委員長(小坂徳蔵君) はい、戸田議事課長。

○議事課長(戸田 実君) 委員の皆様、改めましておはようございます。それでは3番の報告事項の(2)市議会版シティプロモーションとしての市ホームページにおける議会トップページに行政視察のご案内を掲載しましたことにつきまして資料の2番でご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。これまでは加須市議会におきましては、各委員会や会派等により先進地事例の調査・研究ということで他市の議

会事務局を通じまして行政視察が行われているところでございます。この度、加須市におきましても、魅力にあふれ全国に誇れる先進的な事業を多数展開しておりますことから、全国の市町村議会からの行政視察を積極的に受け入れて加須市をPRしていくために、市ホームページの議会トップページに資料の内容の通りに行政視察のご案内を先月7月20日から掲載したところでございます。掲載内容につきましては、裏面をご覧いただきたいのですが、字が小さくて申し訳ございませんが、ようこそ加須市へ！というタイトルで視察受け入れのご案内を掲載しております。なお、下段の方にうどんの写真が掲載されておりますが、視察の際には少なからず、地域経済の貢献も踏まえまして、加須市内での宿泊、また食事の際は、加須市名物の手打うどんを召し上がっていただきますよう、文章を加えPRしているところでございます。これまでも、加須市議会に行政視察に訪れました市議会等に対しまして、手打うどんをお勧めしてございまして、うち何市かは実際に昼食として、出前で、手打うどんを召し上がっていただき、美味しいと好評を得ているところでございます。行政視察の掲載の内容につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○委員長（小坂徳蔵君）** 要するに、今の説明は、加須市議会版シティプロモーションということでございます。その第一歩を踏み出したということで、大変、議会事務局もですね努力もあったということでございます。今の説明について何か質疑があれば、挙手をお願いします。

**○2番（竹内政雄君）** はい。

**○委員長（小坂徳蔵君）** はい、竹内委員。

**○2番（竹内政雄君）** 非常に結構なことなんですけれども、私達も意外と、他市に行って、いろいろ勉強をしてくるんですけれども、じゃあ、果たして加須市の受け入れ状況があまり分からないんですね。ここに、見れば後で分かるんでしょうけれども、平成28年、平成27年、平成26年の受け入れ状況一覧表があるんですけれども、この辺のもっと詳しく、できたら後で資料としていただければ有難いんですけれどもね。帰ってホームページ見れば分かるんでしょうがね。

**○議事課長（戸田 実君）** はい。

**○委員長（小坂徳蔵君）** はい、戸田課長。

**○議事課長（戸田 実君）** こちらの、受け入れ状況の一覧表につきましては、次回の委員会の時に資料で提出させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**○2番（竹内政雄君）** はい。

**○委員長（小坂徳蔵君）** 実は、我々が、いつも日常的に、市の視察は、接していることなので空気と同じように、特別な思いが無く接しているんですが、第3者から見ると加須市議会が加須市の外に立ってみると執行部並びに議員のご努力によって、全国に誇れるような内容が多々あると。それを、一番下に関連リンクとありまして魅力発信かぞですとかね、加須市のご紹介だとか、いろいろ加須市の施策にリンクできるように考えて作っております。また、我々1年余りにわたって議会改革に取り組んでまいりましたので、今までの到達の中で、そういう研修の方が見えられても、我々は十分対応できると、そういう中での、こうした形をとらせていただいたということでもあります。ただ、4区議長会で研修を受けるだけではあれですので、実践に移したと、そういうことで受け止めていただければと思います。そういうことで、よく宣伝していただければと思っております。他に。はい、大内委員。

**○8番（大内清心君）** はい。市議会版シティプロモーションということでホームページが配信されて、ほんとに良かったなと思っているんですけども、以前にも申し上げたことがあったんですが、所沢市の方で視察しまして、市議会版のフェイスブックとかツイッターというのがあると思うんですけども視察に見えた方達の様子をその日のうちに配信してフェイスブック等で流しているんですね。行った方としてもすごくうれしいというふうにも思いますので、併せて市のシティプロモーションの部分として、若い方はツイッターがありますし、ある程度年齢のいった方ではフェイスブックがありますので、そういったところで加須市議会版のツイッター、フェイスブックも併せて今後、検討していただければなというふうに思っております。

**○委員長（小坂徳蔵君）** はい、分かりました。これは、大内委員が前から発言されていることなんですが、提案されていることなんですが、これは今後の課題だと。いずれにしまして議会事務局は、局長以下4人出席しているわけですが、これで事務局に残っている職員はあと2人しかおりません。これでは、今の議会には対応できないので、これまでは定例会の時だけに臨時の人を雇って対応していたって経緯があるんですが、最近はどうもそうではなくて、閉会中も対応しきれないということで、他に職員を配置をして、なんとか議会事務局として取り組んでいるということでございます。そういうことも含めながら考えていかないと、全体的としては、なかなか、うまく、おっしゃる通りには進んでいかないのかなと、今現在は思っております。いずれにしても今後の課題ですので、また折に触れて、大内委員からも発言をお願いできればと思います。他にございませんでしょうか。

**○事務局長（江原千裕君）** 委員長、すみません。

**○委員長（小坂徳蔵君）** 江原局長。

**○事務局長（江原千裕君）** 先程の、フェイスブックというご意見いただいたことに関してなんですけれども、議会事務局の方でも今年度、加須市議会フェイスブックが始められないかどうかということで、今年度の業務課題ということで位置づけまして、今、運用方法、どのようなやり方をするかを含めまして、検討しているところでございます。また、少しやり方、形が見えてきましたら、特別委員会の方にご相談をさせていただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

**○委員長（小坂徳蔵君）** 他にございませんでしょうか。それでは、無ければ先に進みます。それでは、協議事項に議事を進めてまいります。

初めに加須市議会基本条例の素案を議題といたします。条例素案は、前回の委員会に引き続いての協議となります。資料3-1及び3-2をご覧ください。その中でいくつか、条例素案を修正してあります。そのポイントをあらかじめ私の方から説明しておきます。修正したポイントは4点あります。

まず1つ、市議会の最高規範となるのが市議会の基本条例です。前回指摘しましたように最高規範の条例である以上は、それに合わせて市議会例規を全般的に見直して統廃合しなければなりません。その事務作業を行いました。市議会の一番重要な例規としては、まずは市議会の定例会の回数を定めている加須市議会定例会条例があります。この条例は本文としては1行だけの条例です。そして、ここで年4回と定めておるんですが、その時期については市議会定例会規則で定めております。これも条文は1行だけの規則となっております。この条例と規則を市議会基本条例に組み込み、新たに4条として加えております。第1項では、定例会の回数を定めて、第2項を設けまして定例会の時期を定めております。この修正によって、前回の第4条で定めている議会運営の原則と役割以下の条は、1条ずつ繰り下げていきます。その結果、基本条例の全体構成は前文と条文は1条、増えまして、33の条文となっております。

2つ目、市民の誤解を生じる恐れのある条文の項を1つ削除をしております。それは、先ほど執行機関との事前協議のなかでも、私、説明いたしました。前回の条例素案では、第29条で議員報酬を定めております。その第2項では議会は報酬の改正を提案する場合の内容について規定いたしました。市長部局との事前協議の中で、第2項は誤解を生む恐れがあると、私、感じました。そこで、第2項は削除をしております。今日、配布してあります資料では第30条が、それです。

3つ目、条例素案の中で市議会モニター制度、それから、災害時における議会の対応、いわゆる市議会版BCPについては、条文で調査研究をすると表現を使っております。しかし、市議会モニター制度は来年度から導入し、市議会版BCPは、条例制定時まで策定することにしております。そこでこの2つの条文に関わる表現を適正な語句に修正しております。

4つ目、この条例素案の各条文の字句をさらに推敲しました。またよく吟味した上で条例として正確かつ適正な字句に修正しております。また、議会事務局の方で執行部の法制執務の担当部署と打ち合わせを行っております。その中での協議を踏まえて若干の字句の修正を行っております。今説明した4点以外の条文につきましては、前回示した内容と全く同じです。したがって、修正は何も行っておりません。それでは、市議会基本条例の素案の修正内容について資料の3-1及び3-2に基づいて、江原局長から説明をいただきます。江原局長。

**○事務局長（江原千裕君）** はい、それでは（1）協議事項、加須市議会基本条例素案につきまして、私、江原の方から説明をさせていただきます。大変恐縮ですが、着席にて説明させていただきますと存じます。資料3-1及び資料3-2をご覧ください。

資料3-1は、基本条例素案でございます。資料3-2は、条例素案の今日の時点の素案8月9日版と前回7月13日付けの条例素案の対照表でございます。左側が8月9日、今日時点のもの。右側が7月13日、前回第12回の特別委員会時点のものでございます。前回の会議の後、事務局の方で、再検討しまして、若干文言の修正をさせていただきました。また、8月3日の夕方に、総務課の法制チェックということで事前審査を受けまして、それによりまして文言の修正や、条文の移動をさせていただいた部分もでございます。どの部分がどのように修正を加えたのか、変わったのかをアンダーラインで示してありますので、これから順次、ご説明させていただきますので、後ほど、ご協議のほどよろしく願いいたします。それでは説明させていただきます。まず、条例素案の目次ですが、第2章の最初に、第4条として「定例会」の条文を追加させていただきました。ここに定例会の条文を加えることによりまして、既存の加須市議会定例会条例及び加須市議会定例会規則を廃止するという例規の統廃合を今後、行うものでございます。次に、前文におきまして、「概ね」という言葉を平仮名にしました。また「活かして」という漢字を生きるという漢字の「生かして」に改めました。地方分権並びに地方創生を「、地方創生」に改めさせていただきました。

前文の4段落目の1行目、「首長」を「市長」に改めさせていただきました。

前文の5段落目、「市民の福祉増進」を「市民福祉の増進」に改めさせていただきました。

前文の6段落目、最後から2行目、「加須市議会の運営」「加須市議会議員の活動原則」ということで「加須市」を加えさせていただきました。

次に、第1章 総則条例素案、対照表の2ページになります。

第1条、目的でございますが、「議会」を「加須市議会」に改めまして、「(以下「議会」という。)というふうに定義いたしました。3行目に「議会が市長等と健全な緊張関係を保持し」というフレーズがあったんですが、ここで「市長等」の等を削り「市長」と修正させていただきました。これはその次の第2条の定義の条文で、「市長等」という言葉を改めて定義いたしますので、第1条のこの部分では市長とさせていただいたところがございます。

次に第2条、定義、規定でございますが、条例素案中に「市民」という言葉がたくさん出てきますので、新たに「市民」という言葉を加えて定義させていただいた方がよろしいかなということ修正をさせていただきました。同じ第2条第3号で議会力の文章中で、「監視機能」とありましたが、その前に「市長等に対する監視機能」というふうに加えさせていただきました。また、「政策提案」とありましたが、「政策立案及び政策提言」と改めさせていただきました。これは、条例素案中に、「政策立案」、「政策提案」、「政策提言」「政策形成」という用語がたびたび出てくるわけでございますが、用語の意味を整理いたしまして、「政策立案」と「政策提案」はイコール、同じ意味であろうということで、これは議会自らが提案していく政策案のこと。「政策提言」というのは、議会としての考えを市長に提言していくこと、「政策形成」というのは、政策立案、政策決定、政策実行、政策評価といった一連のPDCAサイクルを指すという意味の言葉というように、用語を整理させていただければと思ったところがございます。同じ第2条第4号ですが、「課題の解決」という言葉がありましたけれども、その前に「課題を把握し」とありましたので、「その解決」に改めさせていただきました。第5号では、「に定める」を「に規定する」に言葉を改めさせていただきました。

次に第3条、条例素案の3ページ、対照表の3ページになります。第1項の文末を「目指すものである」を「目指すものとする」に改めさせていただきました。第2項の「生かした」を漢字に改め、文末を「目指すものである」を「目指すものとする」に改めさせていただきました。

次に第4条、定例会こちらに新たに定例会の条文を加えさせていただきました。条文は、第1項が加須市議会定例会条例、第2項が加須市議会定例会規則から条文をそのまま引用しています。

次に第5条、議会運営の原則、ここは、見出しに原則と役割とあったのですが、役割を削

りまして、議会運営の原則という見出しに改めさせていただきました。同じ第5条第2項、文末を「努める」を「努めるものとする」と改めさせていただきました。同じ第5条第4項の文末が努める、努めると続きましたので、「的確な把握に努めるとともに」を「的確に把握するとともに」に改め、「政策提言機能」を、先程の理由で「政策立案及び政策提言機能」に改めさせていただき、文末を「努めるものとする」に改めさせていただきました。

同じ第5条第5項、「設置の目的」を「設置目的」に改め、文末を「努めるものとする」に改めさせていただきました。

次に第6条、議員の活動原則、条例素案の4ページ、対照表の4ページになります。第6条第1項の文末を「遂行するものとする」に改め、第2項の「研鑽」にルビを振りました。「市民の福祉向上」を「市民福祉の向上」に改め、市民全体の「奉仕者、代表者」とありましたが、奉仕者は削りまして、市民全体の「代表者」と改めさせていただきました。また、第3項の文末を「努めるものとする」に改めさせていただきました。

次に第7条、議会の透明性の確保、この第2項ですが、「原則として広く」を「原則として」を削り「広く」と改めさせていただき、第3項の文末を「責務を有する」とあったのですが、「説明するよう努めなければならない」と義務規定の形にさせていただきました。

次に第8条、対照表では5ページになります。市民参加及び市民との連携です。ここに「市民との意見交換の場を多様に設けて」というフレーズがあったのですが、後にでてくる第13条にも同じ「市民との意見交換の場を多様に設けて」というフレーズが出てきましたので、第8条中ではこのフレーズを削らせていただきました。また、第2項を「パブリックコメントを行うものとする」と整理して改めさせていただきました。

次に第9条、共生社会の推進、こちらは、第1項の文章の順番を入れ替えました。まず、「市民に開かれた議会を推進するため」、これを前に出して、その後に「バリアフリーに配慮し、」と続ける形に改めさせていただきました。そして、文末を「努めるものとする」に改めさせていただきました。同じ第9条第2項、「全ての」「分かりやすい」を漢字に改め、文末を「努めるものとする」に改めさせていただきました。

次に第10条、広聴広報活動の充実、条例素案は5ページになります。第1項の文末を「努めるものとする」に改めさせていただきました。第3項としまして、ここに、これまで第16条、調査機関、附属機関の設置の条文にありました市議会モニター制度についての文章を第10条第3項に移動させていただきました。これは総務課の法制チェック、事前審査で第16条第1項の議会モニターと第10条の広聴活動が共通する、同じであるとの意見による



ものでございます。

次に第11条、公聴会制度、見出しを「公聴会制度等の活用」に改めさせていただきました。

次に第12条、こちらも条文の規定の内容を踏まえまして、見出しを「請願者の趣旨説明及び参考人制度の活用」とあったのですが、「請願及び陳情における意見聴取」と改めさせていただきました。

第13条、市民との意見交換及び議会報告、対照表では6ページになります。第1項の文章の順番を入れ替えました。まず「議会及び議員の政策立案能力を強化するとともに」を前へ持ってきて、市民との意見交換の場を多様に設けに「多様に」を加え、文末を「図るものとする」に改めさせていただきました。第2項の文末も「努めるものとする」に改めさせていただきました。

次に、第14条、条例素案では6ページになります。対照表も6ページです。見出しで「(政策討論会、政策立案、政策研究会)」とありましたが、条文には、政策討論会や政策研究会についての記述が特にありませんでしたので、見出しを「(政策討論等の実施)」に改めさせていただきました。

同じ第14条第1項、「議会の機能」を詳しく「議会の政策立案及び政策提言機能」に改め、第2項の文章のうち、「議員相互間の合意形成を図り」、「意見集約がなされた内容について」このフレーズを法制チェックでの指摘により削らせていただきました。そして文末を「努めるものとする」に改めさせていただきました。

次に第15条、議員研修の充実強化、ここに「議会及び議員の資質」とありましたが、「議会の資質」というのは無いだろうという総務課の指摘があり、「議員の資質」に改めさせていただきました。

次に第16条、大学との連携、専門的知見の活用ですが見出しでこれまでは、「(大学との連携、専門的識見の活用)」とありましたが、「(大学との連携、専門的知見の活用)」と改めさせていただきました。

これは、平成17年12月の第28次地方制度調査会答申、この答申のなかで「専門的知見」という言葉が使われていますので、その言葉に改めさせていただいたところです。

条文の1行目に「議案の審査等」とありましたが、この「等」がなんだかわからないという指摘がありましたので、この「等」は、具体的に専門的事項に係る調査研究や平成18年の地方自治法改正の趣旨であります「議会の政策立案機能の充実」を行うためでもありますので、その旨具体的に書かせていただきました。また「必要なときに」を「必要があると認め

るときは」に改め、条文中に大学と連携という内容が入っていなかったため、ここに「大学と連携し、及び」と続けたところです。

次に第17条、対照表では7ページになります。見出しに調査機関、附属機関の設置とありましたが、ここで言う「調査機関」は「附属機関」に含まれると考えられるため、見出しのなかでは削らせていただき、「(附属機関の設置)」という見出しに改めさせていただきました。市議会モニター制度の規定は、先程ご説明しました理由によりまして、第10条の広聴広報活動の充実の条文(第3項)に移動させていただきました。

次に第18条、会派の役割、第4項、第5項に「議事機関」とありましたが、会派とかかわりのある議事機関は、すなわち「委員会」ですので、「委員会」に改めさせていただきました。第5項の文末を「図るものとする」に改めさせていただきました。

次に第19条、政務活動費、条例素案の7ページ、対照表の7ページになります。第1項の文末を、第29条の議員定数、第30条の議員報酬の条文にあわせまして、「条例に定めるところによる」と簡潔に改めさせていただきました。第2項の文末「公表する」を「公表するものとする」に改めさせていただきました。

次に第20条、議会事務局の機能強化、対照表では8ページになります。これまで、ここに第19条としまして「災害時における議会の対応」という条文があったのですが、総務課の法制チェック事前審査におきまして、「災害時における議会の対応」という内容がこの章の「議員の政策立案機能の強化」という章の中では合わないのではないかという指摘がありましたことから、「災害時における議会の対応」は第27条へ、「議会と市長等との関係」の章へ移動させていただきました。「市長等と連携し」という言葉が入っておりますので、「議会と市長等との関係」の章に移動させていただきました。

新たな第20条には、議会事務局の機能強化ということで、第1項「議員とともに市民の信託に応えるため」というフレーズがあったのですが、そこを、「市民の信託に応える議員とともに」と言葉を改めさせていただきました。同じく第20条第3項、文末を「支援に努めるものとする」に改めさせていただきました。第4項を新たに追加し、「必要な事項は、加須市議会事務局設置条例に定めるところによる」と例規の統廃合を考慮して、1項追加、書かせていただきました。

次に、第21条、議会図書室の充実です。第1項は語句の整理と文末を「図るものとする」に改めさせていただきました。第2項では、「加須市立図書館のレファレンスサービス」というように分かりやすく簡潔に書かせていただきました。

次に第22条、議員の政治倫理、第1項の文末を「職務に精励するものとする」に改めさせていただきます。第2項で「遵守しなければならない」の前に「これを」を加えさせていただきます。

次に第23条、条例素案は8ページ、対照表は9ページになります。「規定に基づき」を「規定により」に改めさせていただきます、文末を「事件に加える」を「事件とする」に総務課の法制チェックの指摘により改めさせていただきます。第1号基本構想の「改正」を「改訂に関すること。」に改め、第2号を簡潔に「都市宣言の制定、変更及び廃止に関すること。」と改めさせていただきます。

次に、第24条、質問等の論点の明確化、第1項では「での」を「における」に改め、質疑を「行うときは」と語句を加え、「市政上」を削り、「分かりやすく」を漢字に改め、文末を「努めるものとする」に改めさせていただきます。第2項、いわゆる反問権といわれる部分の規定の仕方ですが、「その趣旨及び論点を明確にするとともに論議を深めるため」と簡潔に分かりやすい表現に改めさせていただきます。また、文末の（反問）を削り、議論することができるようにさせていただきます。なお、ここの反問権の規定の仕方については、執行部との協議がまだ途中で流動的でございますことを申し添えさせていただきますと思います。

次に、第25条、見出しに「(議会審議における政策情報の提示)」とありましたが、内容を考慮しまして「(議会審議における論点情報の形成)」に改めさせていただきます。そして第1項では、「当たって」を漢字にして、法第211条第2項の何かをはっきりさせるために「に規定する予算に関する説明書」、決算では法第233条第5項「に規定する主要な成果を説明する書類等」と具体的に書かせていただきました。第2項では、この条文が何のための条文かを考慮しまして「議会審議における論点情報を形成し」というフレーズを加えさせていただきます。また、文末の「必要な資料」を「必要な政策説明資料」と言葉を改めさせていただきます。

次に第26条、文書質問、第1項では、議会の委員会の「議会の」を削りました。閉会中の前に「議会」を加え「議会閉会中」に改め、「回答期日」を「回答期限」に改め、「おおむね」をひらがなに改めました。第3項ですが、執行部との協議におきまして、総務部長から流れがわからないという指摘を受けましたので、詳しく「定例会の一般質問の通告及び市長等による質問要旨の確認後、本会議に出席できない事故」と改めさせていただきます。

次に第27条、ここに先程お話ししました「(災害時における議会の対応)」の条文を移動いた

しました。そして「市長等と連携協力し、議会災害対策会議を設置し、災害情報を共有するとともに、加須市議会業務継続計画に基づき責務を果たさなければならない」と文言を改めさせていただきました。この議会基本条例の制定が来年6月、加須市議会BCPも来年6月には策定するということを考慮しまして文言を修正させていただいたところでございます。

次に第28条、議会予算の確保。こちらは、文末を「努めるものとする」に改めさせていただきました。

次に第29条、議員定数。条例素案は9ページ、対照表は10ページになります。第2項ですが、「議会力及び議員力の向上を考慮して」とありましたが、議員定数に個々の議員力、議員の個人能力向上を考慮するのかという疑問が法制チェックで指摘されまして、「議会力の向上」という形に改めさせていただきました。第3項についてでございますが、「第三者機関による客観的な判断や評価を参考に」とありました。これについては、5月17日の第9回特別委員会で、「骨子案から要綱案へ」という資料を作成した時に、初めて記述された文言でございます。特に誰から意見があったというものではございません。事務局で資料を作成した際に書いた文言でございますが、今回、この部分については、第3項及び第4項のように改めさせていただきたいと思っております。

その理由につきましては、この条文中に、議員定数の改正に当たって審議会等の附属機関を設置して判断するという規定を書いてしまうと生ずるデメリットとして、4点あります。先ず1点目。議会内で議員どうしで十分協議する以前に、必ず、議員定数審議会を別に条例で定める必要があること。その際に委員の報酬や費用弁償をどうするのかと市長と協議したりして予算措置を行う必要があること。仮に予算化されて、条例が議決されて、その後、委員の人選や任命を行って、会議を何回か開催して答申をもらい、それを踏まえて議会が判断するというと、手続き的なハードルが高く、相当の時間と労力を要することが明らかであり、これが足かせになって、直ちにアクションできない、議会内での議論がスタートできない、なかなかそこにたどりつけないことが指摘されます。前回の会議で、議員定数は最終的には議員が政治的判断をしていくという話がありましたので、工程表を定めて、議員の皆様どうしで時間をかけてじっくり議論することが重要であると考えたところでございます。2点目としまして、全国の先進的な市議会の議会基本条例におきまして、議員定数のこの条文の中で、議員定数の改正に当たり、必ず審議会等の附属機関（第三者機関）を設置して云々と規定している事例は全くありませんでした。事務局で探したところ見つかりませんでした。3点目として、近隣では、行田市議会、久喜市議会で議員定数の改正が行われましたが、調査

しましたところ、自治会の要望書や陳情の提出がありましたが、議会内で議員が判断した経過がありました。4点目といたしまして、6月2日に開催した執行部との協議において、附属機関を設置するののかという話もありました。このようなことから、第3項で、「委員会又は議員は、議員定数条例の改正議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出するものとする」と定めた上で、第4項で「前項の提出に当たっては、市民等の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度を十分活用するものとする」と規定して、市民や学識経験者から意見を聴くことなどにより、改正案への意見の反映に努める必要があるというように書かせていただき、修正をさせていただきました。なお、参考までに、新たに加えた、これら第3項及び第4項の規定、書き方は、昨年11月4日に委員の皆様とともに先進地視察で訪問した所沢市議会の基本条例の規定を参考にしております。

所沢市議会の基本条例では、議員定数の条文中に審議会等の附属機関（第三者機関）という文言は書いてありません。しかし、所沢市議会では、平成24年2月に、前の条文で出てくる附属機関の設置という条文を根拠に、「所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会」を条例で設置して、5名の委員により3回の会議を開催し、答申を受けたという事例がございます。このように、所沢市議会のように、必要があると認めるときに、審議会を設置することは可能ですので、基本条例の議員定数の条文に審議会を書くことは事務局としては、やめた方がよろしいかと考えます。

この点について、よろしくご協議をお願いいたします。

次に、第30条、議員報酬、対照表は11ページになります。今回、第2項をそっくり削らせていただきました。その理由としましては、現状の議員報酬等の改正方法としましては、①市民の直接請求による条例改正、②加須市特別職報酬等審議会の答申に基づいて市長が提案する場合、③議会（議員）が提案する場合の3通りがあるわけですが、執行部との協議におきまして、会議録を見ていただければわかりますが、総合政策部長から、議会が提案するということは可決前提で条例提案するのか、増額改定を含んでいるのか、第三者の客観的な評価ということで市長が特別職報酬等審議会を開いて市長が提案することを制限しているのかなどといろいろな質問がございました。その際には、違います、現行の市長の特別職報酬等審議会を踏まえた市長からの提案を侵すものではないという説明を委員長からいただいているのですけれども、いろいろと疑問が投げかけられたところがございますので、議会としては、議会が提案する道もありますという趣旨で書いた文章なのですが、様々な誤解を招くということで、今回、条文からは削らせていただきました。なお、逐条解説においては、

議会が提案する場合もあるということは、解説のなかで書いておいてもよろしいのではないかなと思っております。

次に第31条、最高規範性、第1項に「十分に」を加えさせていただきまして第2項と合わせました。

次に、第32条、一般選挙後の条例研修、条例素案は10ページになります。「任期の開始」に、「全議員を対象に」に改めさせていただきました。

次に、第33条、「(評価制度と見直し手続き)」とありましたが、「(条例評価と見直し手続)」に見出しを改めさせていただきました。第2項では、「法令等の改正を踏まえ」と言葉を加えわかりやすく表現させていただきました。

最後に附則ですが、公布の日から施行ということも考えられますけれども、いつから施行というのがはっきり分かったほうがよろしいかと思ひまして、仮の案なんですけれども、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行と言う感じで書かせていただきました。以上で、資料3-1及び資料3-2によりまして、加須市議会基本条例素案について、ご説明をさせていただきました。

引き続き、協議事項の(1)の① 議会基本条例 逐条解説のイメージ(案)について簡単に説明させていただきます。

資料4をご覧ください。逐条解説につきましては、7月10日の執行部との協議において生涯学習部長からの意見及び7月13日の第12回特別委員会におきまして、議会基本条例の逐条解説をつくるという話がだされました。そこで、逐条解説のイメージ案(あくまでもイメージですが)を、事務局で作成してみましたので、資料としてお配りいたしました。基本的には目次がありまして、その後、前文、続きましてそれぞれの条文が続きます。条文ごとに条文の解説、用語解説や参考法令も加えながら説明していくという構成にしております。最後に文末ですけれども、資料といたしまして、議会改革特別委員会の開催状況、議会改革検討委員会の開催も含めまして、これまでの経過の一覧表、委員長に毎回作っていただいております議会改革特別通信を第1号から最新の第11号まで最後につけさせていただいたところでございます。逐条解説のほうは、後ほど、こういう内容構成なんだということを後ほどお目通しいただければと存じます。以上でございます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

**○委員長(小坂徳蔵君)** ありがとうございます。例えば、条例素案と逐条解説、逐条解説はあくまでもイメージです。1点だけこういう内容ですよということを示しておきたいと思

うのですが。条例素案の第26条をご覧ください。第26条、文書質問がありまして、これを見ていただきますと、第3項がありまして「議員は、定例会の一般質問の通告及び市長等による質問要旨の確認後、本会議に出席できない事故があった場合に」となっています。では、事故って一体なんなんだということになってきます。イメージの関係なんですけど、逐条解説の31ページをご覧ください。31ページに文書質問で解説とあります。これは、あくまでイメージとして書いておいたのですが、本会議に出席できない事故があった場合とは、いわゆる事故です。これは、緊急入院、葬儀（2親等以内の範囲）ということで、こういう形で逐条解説に示しておけば、条文の解釈で混乱を招くことはないということでこの逐条解説はご利用いただきたい。今後、これを見れば全てわかるようにしていきたいというのが、その主旨です。条文にはそこまで書けないので、その解釈は逐条解説に載せてあることになります。逐条イメージはクラウド方式になって雲みたいになっていますが、これはあくまでイメージです。それでは、今局長から市議会基本条例素案について、修正した内容について説明をしていただいたのですが、なにかご質疑、意見がおありでしょうか。

○2番（竹内政雄君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、竹内委員。

○2番（竹内政雄君） 先程局長のほうから条例素案の変更について、明瞭簡潔にさらに的確に分かりやすく概ねいいのかなと思うのですが、そのなかで2点、政治倫理ですか。これが、平成23年加須市条例第8号ということで、これに関しては、今回、中身を若干見直しをしたという意見もあったわけなんですね。この間、また、委員の方の意見を聞いて集約する。これをやっていただきたいというのが1点。

もう一つは、うちのほうの会派の中でもここだけは譲れないということで、定数条例ですか。これが資料の3番については、先程の説明で「おかしいんじゃないか」ということで削除していただいたということで、これは、これでいいのかな、私たちは、3番については削除していただいたので、議員本来の修正点がなくなってしまいますので。これは市民に対して誤解を招くんじゃないかということで強い意見がでましたので。その2点です。これはもういいです。

○委員長（小坂徳蔵君） そのほかご意見、質疑おありでしょうか。

○7番（佐伯由恵君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、佐伯委員

○7番（佐伯由恵君） いろいろ説明がありました。大きくは、この間の執行部との事前協議、

これの議論の、真剣な議論がされたとの報告が冒頭にあったのですけれども、そこで出てきた意見を条例に入れて改正したということで、例えば、定例会の条例、規則を廃止して、ここに入れてそして32条から33条になったとこれはこれで私はいいと思います。それから、また事前協議のなかで議員の報酬のところでもいろいろこうやりとりのなかで懸念される部分が出てきたと、それも今回は廃止をしたということ。

それから、災害時の対応ですけれども、これは議会としてやるんだということでこれははっきり条例の中に位置付けてその内容も市長との関係で移動させたということがありました。こういった大きな点がいくつか変わったのですけれども、これについては、事前協議等を踏まえた結果だと思って、これで私は良いと思っています。

それからさらに法制チェックを行ったということでこの下線部分がそうなんですけれどもこれまで繰り返し繰り返し、より正確な表現、より適切な表現ということでチェックをしてきましたけれども、さらに専門的な目で見ればこれだけチェックが必要だったということで、私は先程説明を聞いておまして、私自身が条文の表現がどうあるべきなのかということについて大変勉強になりました。これは、より専門的になったということで受けとめました。それから議員の定数のところで詳細な説明があったわけですけれども、その主旨は、議員間で十分議論するんだということだと思います。その前提としては、「議会力」とはなんだ、「議員力」とはなんだということをしつかりと議論する中で定数の問題はやっていくということで説明があったとおりで了解をいたしました。

先程竹内委員さんから31条の政治倫理条例のお話ができました。政治倫理条例については、別に条例があるわけです。その中で具体的なものが書かれているわけですけれども、今回は、市議会の最高法規としての位置付けとしてこの2項目がありますけれども、私は、この部分では、この内容でいいと思っています。細かな部分については、政治倫理条例の中で議論すればいいわけで、最高法規である市議会基本条例の中ではこれでいいということで、全体的に、今の説明で了解をいたしました。

**○委員長（小坂徳蔵君）** はい、大内委員。

**○8番（大内清心君）** 毎回、毎回条例素案が素晴らしく変わって行って、いい方向に向かって、今回もかなり分かりやすい条例素案ができたのかなというふうに感じております。

その中で、先程も出ていましたけれども、前回の時に議員定数と議員報酬の中で「第三者機関による客観的な判断、評価」とありましたけれども、第三者機関がどういった機関なんだろうと非常に疑問に思ったわけでありますが、今回、その部分が削除されたということで、



より、議員間のそういった協議が大事になってくるのかなと感じたので、そこは良かったかなと思っております。その中で、どういった時期に議員定数の内容を審議するのかという時期までは、当然載っていないんですけども、この中では、時期は載せられないと思うんですけども、少なくとも前から言ってますように1年前には分かるような、今後の話し合いの中で明確にさせていただきたいなと思っております。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 他にございませんでしょうか。柿沼委員。

○4番（柿沼秀雄君） 今、竹内委員から話があったのですが、議員の政治倫理のことについて、条文的にはこれで結構なんですけど、先程佐伯委員から話のあったとおり政治倫理に関する細かな点の条例がありますので、この辺の話し合いを今後できればいいのかなと思っております。条文的には皆様が話したとおりすばらしい条例素案ができて、皆そのように思っておりますので、スムーズな進行ができればいいかなと思っています。

○委員長（小坂徳蔵君） 他にございませんでしょうか。

○7番（佐伯由恵君） 委員長、確認をしたいことがあるのですが。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） 条例素案9ページの第29条第3項ですが、議員定数のところですが、第3項に「提出するものとする。」とあるのですが、これは、議長にということによろしいのですか。

○委員長（小坂徳蔵君） これはですね、第3項の条文ですけども「提出する」というのは議長に対してということになります。それで、議会の手続きがありますので、それに基づいて行ってゆくことになります。ただ、そこまでは、基本条例ですので、議員定数についての手続きについてまではここで定めないということになります。他にございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（小坂徳蔵君） 特におりません。それでは、加須市議会基本条例素案について委員外議員の発言に移ります。

これまで協議してきた基本条例素案について傍聴されている議員の中で発言を希望される議員の方はおられるでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（小坂徳蔵君） 特におりません。これをもって委員外議員の発言は終了いたします。それでは、本日委員各位に示した加須市議会基本条例素案につきましては、持ち帰ってさらにご検討ください。条例素案に関しましては、委員会の工程表に基づきまして、次回の委員会でさらに協議を行います。

その結果を踏まえまして、委員会として、この市議会基本条例の素案を確定したいと存じます。そういう形で進めていきたいと思いますが、それでご異議ございませんか。

（「はい」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） ご異議ないようですので、そのように進めてまいります。

ちょっとここで1時間20分も審査に集中していただきましたので、少し休憩をしたいと思えます。

委員会の時計で11時から再開したいと思います。



#### ◎休憩の宣告

○委員長（小坂徳蔵君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 10時50分

開議 午前 11時00分



#### ◎開議の宣告

○委員長（小坂徳蔵君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。



○委員長（小坂徳蔵君） それでは議事を進めます。次は今後の協議の方向についてを協議議題といたします。まずは、議会のスケジュールとしてはこの後は、8月22日の加須市議会市民公開研修講座があります。これは、資料4で配布してありますが、この件に関しまして

は戸田課長から説明をお願いします。

○議事課長（戸田 実君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、戸田議事課長。

○議事課長（戸田 実君） はい、それでは、4番の協議事項の（2）今後の協議の方向についての1点目、加須市議会市民公開研修講座について、資料の5番になります、これで説明をさせていただきます。各議員さんには既にご案内のとおり当研修講座につきましては8月22日火曜日、午後1時30分から、全員協議会室において「地方自治法70周年と地方議会の課題について」をテーマに、平成国際大学法学部教授の浅野和生先生にご講演いただくことになっております。なお、市内在住、在勤、在学の市民の方につきましても20名様まで、参加を受け付けることになっております。この資料のチラシは、市民への周知用に作成しまして、本庁舎1階の総合窓口案内にチラシを配置したほか、A3版に拡大しましてポスター化したものを各階のエレベーター前に掲示したところでございます。また、7月15日発行の市報かぞ及び、8月15日発行の市議会だよりでもお知らせとして、この内容を掲載しております。なお、現在のところ6名の市民の方から申し込みをいただいているところでございます。以上ですね、加須市議会市民公開研修講座につきましては、以上でございます。よろしくをお願いします。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございます。何か、質疑、ご意見ありますでしょうか。

○10番（酒巻ふみ君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、酒巻委員。

○10番（酒巻ふみ君） これは、いくつぐらいの方、年齢的には、応募いただいている6名ってというのは。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、戸田課長。

○議事課長（戸田 実君） いずれも、定年後の60歳以上の方がほとんどでございます。

○10番（酒巻ふみ君） 来る可能性がありますか。

○議事課長（戸田 実君） 改めて、チラシとかポスター等で周知を図って、来ていただければありがたいかなと。

○10番（酒巻ふみ君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に、ございませんか。なければ、お盆明けには、この研修がございますので、ひとつ、ご出席を、よろしく願いをいたします。出来れば以前、市民公開研

修講座ですか演題を含めて垂れ幕かなにか、そういうのがあれば非常に良いのかなと、議会だよりが何も無くて良いんですけれども市民公開研修講座ということになれば確か、市でプリンターであるんでそれで、対応していただければ、第1回目ですので、次に来ていただけるのかなとそういうふうに思いますので。

○議事課長（戸田 実君） ちょっといいですか？

○委員長（小坂徳蔵君） 戸田課長。

○議事課長（戸田 実君） 資料なんですけれども、まだ、案ということで、事務局の方で備しておるんですけれども、浅野先生につきましては、一昨年の4区議長会の研修会のときに講師としてご講演いただいたところございまして、そのとき、研修講座の資料を作成いたしました。これを、まず、見開きで次第がありまして、講師の紹介ということで、浅野先生のプロフィールとか書いたもの、あと、これから、先生とも調整するんですけれども事前に箇条書きでポイントとなることがあれば、加筆いただいて、こういった資料をですね最後にメモ用紙があるというような形で、これは議員さんの他に出席していただいた市民にも、こういった体裁で、お配りしたいかなと、一応、考えているところではございます。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、では、よろしくお願ひします。よろしいですか？

（「はい」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） それから、今後の協議の方向なんですけど、第14回議会改革特別委員会は、この次第に書いてありますように次は8月23日、水曜日、午前9時30分から、開会をいたします。先程申し上げましたように、また、ご検討いただいて、次の委員会で条例素案は確定していきたいと思っておりますので、それを大前提にひとつ、よろしくお願ひいたします。次は、8月29日、火曜日、午前9時30分から、第3回定例会の議案説明会があります。この終了後の全員協議会に条例素案を報告していきたいと思ひます。それから、そうしますと、この条例素案については、工程表に沿って進めておるわけでございますけれども、第3回定例会の閉会後に、公述人の意見を伺うための公聴会を開催していくわけですが、一応、早めに、皆さんに、申し上げておいた方がいいかと思ひますので11月17日金曜日、午後2時からということで、計画していきたいと思ひます。今から、日程を確保していただきたいと思ひます。会場をどこにするかについては、いろいろ検討中でございます。検討は、済みました？まだですか？

○事務局長（江原千裕君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、江原局長。

○事務局長（江原千裕君） 会場の方なんです、本庁舎の5階の会議室か、市民プラザの301のABCのいずれかを考えておりました、まだ、どちらかっていうことは、決まっておりませんが、なるべく、本庁舎5階になるように、他の課と調整中でございます。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございます。公聴会ですので、市民の方にも参加いただくということなので4階ではなくて、違う会場が良いかなということで、今、江原局長から説明があったように、今調整を行ってるということでございます。一応、公聴会までの日程は、こういう形で一つ進めていきたいと思っております。これで、ご意見ございませんか？

（「はい」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） このように、決定させていただきます。議事を先に進めます。それでは、個別協議事項案件の議題に移ります。まず、民進党加須市議団から、議長あてに要望書が出ております。この取り扱いについて、議会改革特別委員会の関係ですので議題といたします。資料の6で、皆さんのお手元に配布してあります。これは、代表者会議、議会運営委員会の出席ということですが、民進党加須市議団の野中委員が居られますので野中委員の方から説明をお願いいたします。

○1番（野中芳子君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 野中委員。

○1番（野中芳子君） 今回、要望書、議長あてに出させていただきました。まずは、読んで説明をしたいと思っております。代表者会議・議会運営委員会への出席について、標記の件につきまして、我々民進党加須市議団は、加須市議会の会派設置に関する規程第5条に規定する交渉団体として必要な所属議員数が3人未満のため、代表者会議・議会運営委員会に出席することが出来ません。社会的に認められた公党として政策、主義、方針などの発言の場として出席をいたしたいと願っております。つきましては、議員活動に支障を来しておりますので、代表者会議・議会運営委員会への出席が出来るよう要望をいたします。ということで、議会改革を進める中で、是非、私たちも社会的に認められた党でありますので、交渉権ということで、議論していただければと思っております。要望書を出させていただきました。よろしく願いいたします。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございました。それでは、今、野中委員から説明がありましたけれども、何か、ご意見が、あるでしょうか？小勝委員。

○5番（小勝裕真君） はい。これは、議員の今の定数がありますけれども、その中の申し合わせで3名ということがあると思うんですが、以前は、旧の加須市では、公党は、その申し合わせの中では、人数の規定がありませんでしたので、そんなことも含めて、協議いただければありがたいと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に。

○2番（竹内政雄君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 竹内委員。

○2番（竹内政雄君） 小勝委員の先程の意見、加須市議会合併する前、公党ということで、1人でも認めるっていうことですね。ただ、その辺なんですね、そうすると1人でも公党をわざわざ作って議会運営委員会、代表者会議、今まで出た経緯があって、こういう規則を新に作ったわけなんですけれども。民進党さんの場合、野中委員、先程、説明してましたけれども、気持は本当に、分かります。ただ、この議会改革特別委員会の中で、これをどうこうするという事は出来ないと思うんで、代表者会議、または議会運営委員会にかけないというにもなんないと思っております。規則がある以上ですね、規則に従うっていうのがしようがないかと思っているんですけれども、規則があるんだから、それに対して、1人なんとか見つけて3人で会派を作るとか、そういう努力だって必要なことなんで、いずれにしろ、ここで決定する議論ではないと思っております。

○委員長（小坂徳蔵君） ほかに。大内委員。

○8番（大内清心君） はい。今、竹内委員が言っていた通りだと思うんですけれども、規程があって、これを認めれば、また、次に何か要望があった時にはまた、それも認めなくてはならないというふうに、きりがなってくるのかなって思いますし、ここに、議員活動に支障をきたしているということになっているんですけれども、これまでも、オブザーバーとしてそれぞれの代表者会議や議会運営委員会には参加をされておりますので、内容は、全部、分かっているらっしゃるとは思いますので、最終的には、先程あったように代表者会議と、議会運営委員会の方でしっかりと話し合いをして、決めていただければというふうに思います。以上です。

○5番（小勝裕真君） 委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） 小勝副委員長。

○5番（小勝裕真君） 竹内委員さんに申し上げたいんですけれども、私は何もここで決めようという話ではなくて、当然こういう、申し入れが出て、これは、全員協議会とか、今後の議運とか、というようなところで、協議する必要があると思うので、考えてもらいたいという話をしたわけです。そのあたりは、よく承知していると思います。よろしくお願いします。

○1番（野中芳子君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、野中委員。

○1番（野中芳子君） 1点なんですけれども、誤解のないようになんなんですけれども、これは、会派としてというよりも、一応、党として認められているものというかたちで、会派で1人、2人とかかたかたちで交渉権をとかって、わけではなくて、民進党という党として、私たち会派をつくっているの、民進党として、その部分で交渉団体として認めていただければということですので、よろしく願いいたします。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に、ございませんでしょうか。

○7番（佐伯由恵君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） この議会改革は、加須市議会の全ての会派が、それぞれの立場の人が代表が入って、議論を進めてきました。自由討議によって、積み重ねながら、大変良いものが、今日も前半の方で、素案が出されましたけれども、大変良い内容になっていると思います。それは、すべての代表が入って、意見が出されて練ってきたというのが、大きな基本だと思っております。今回、民進党から、こういった要望が出されましたけれども、私は、この議会改革の取り組みを踏まえて議会は全ての意見が出されて、それで、十分議論して、進めていくというのが基本だと思っておりますので、議会運営についても、民進党のこの要望を積極的に受け入れていくということだと思います。しかるところで、こういった検討をしていただきたいと思います。また、今、大内委員さんの方から話がありましたけれども、オブザーバーとして出席するのと、正規の委員として、そこに出席して意見を述べるのと、また、立場が違いますから。やはり、正規のメンバーとして入れていくと、入っていただくということが、基本だと思っております。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に、ございませんですか。野中委員。

○1番（野中由恵君） もう1点、付け加えさせていただきます。

○委員長（小坂徳蔵君） はい。

○1番（野中芳子君） 先程、オブザーバーという形でご指摘いただいたんですけれども、

オブザーバーはあくまで、情報を得るにはいいので、出席させていただいて大変助かっておりますが、やはりその中で、発言したいと思う機会も多々ありましたので、是非その部分を、おくみとりいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に、ございませんか？

○4番（柿沼秀雄君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、柿沼委員。

○4番（柿沼秀雄君） 今、要望書が出ましたけれども、特に議会改革をはじめて13回目ということで、やっぱり、こういったものを改めるのが、改革かなと、今、思ったんですが。今後、代表者会議、並びに議会運営委員会で、よく検討していただいてやってもらえばありがたいかなと思います。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に、ございませんか。なければ、私が、一言言っていていいですか。自由討議ですので、今の議論を踏まえて、意見を述べていきたいと思います。この件に関しては、市議会改革の1つの一環だと私は思うんです。ここで、議会の、我々の、基本条例の素案を、今、ずっと協議しているんですが、それが、目指すところは、市民との連携・協働の推進だと、更に、市議会の活性化だと、それは、政策立案機能を高めるとか、そういうことで、取り組んでおるわけなんです。そういった場合に、この条例の素案で、皆さんが、今まで、ずっと13回協議をしてきまして、これは、前文にも、あるいは議会運営の原則にもあるんですが、市民の多様な意見を把握して、要するに、的確に把握をして、それを市政に反映させるということが、1番のメインになっているんです。確かに、民進党の議員団の会派は、党として、今、野中委員の方からも説明がありましたけれども、議会では2人なんです。その背後には数千人の市民がいるわけです。やはり多様な市民の意見を把握する。これは、議会として当然なことだと。また議会制民主主義主義なんだから、その代表者として選出された議員の様々な意見を市政に反映させると、これは、至極当たり前のことだと思うんです。名誉のために名前はいいませんが、今年の予算特別委員会がありました。予算審査、非常に大事な委員会です。その時、総括質疑がありました。その時に、ある会派の方は総括質疑の段階で一人も発言がございませんでした。予算審議で、こういうことでいいのかってことで、私は、率直にそういう思いを抱きました。そういう点でいったら、市議会の活性化、市民の多様な意見を的確に把握するという、そういう大前提からいけば、少なくとも、議会で会派を組んでいる議員からは、オブザーバーではなくて正式な委員として、各委員会に所属をして、大いに、思うところ、市民の意見を述べていただくと。議会は、審議を尽く



した上で採決していく訳ですから。多様な市民の意見を議会の審議に反映させていくというのは、大きな、この議会改革のテーマではないかと、私は思っております。議会制民主主義の原点は、やはり、少数意見の尊重だと、今の民進党の議員団の背後には数千人の市民がいると、これは、誰も否定できない事実でございます。ですから、その意見を尊重していくということは、当然なことです。ただ、先程、いろいろ議論をいただきました。今日、初めてこれについて、議論を始めました。したがってこれは、多様な意見、市民の多様な意見を的確に把握していくという、我々が、今まで協議してきた大きなテーマの一つになっております。ですから、これ、次回以降も、引き続いて議論を尽くしていきたいと思っております。最初、皆さんからありましたように、これを実際に改正していくことになれば、代表者会議並びに議会運営委員会で諮っていかなくてはいけません。それを大前提にして、そのためにはまず、議会改革を、皆様集中して、本当に集中して協議をいただいております。ですから、そこで、一定の方向性を出していくというのが、やはり、先程言いましたように、これは、基本条例素案の前文だとか、あるいは、条文の中によく出てくる話でございますので、もう一度、大所高所からいったい何のために、我々、議会改革を目指しているのか、基本条例を制定しているのか、いろいろ弊害があれば、それは、取り除いた中で最大公約数で、多様な意見を議会の審議に反映させていくということが大事だと思います。以上が、私の意見でございます。これは冒頭に言いましたように自由討議で今回の討議も進めていきますので私の方から、あえて申し上げました。次回についても、これは、議論を継続していきたいと思っておりますので、その旨持ち帰って、よく会派でご検討いただきたいと、交渉団体といいますが、けれども、地方自治法で規定されているということではありません。これは、加須市議会でいろいろ議論の末、位置付ければ、いくらでも、その制度は、変えられるという内容のものになっております。あまり交渉団体にこだわる方が議会改革は、いったい何のためにやっているのかということが問われてくると、私は、そのように思っておりますので、その辺踏まえて、持ち帰って協議をしていただきたい、また、次回の委員会でも、議題に乗せていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは時間の関係もありますので、個別協議案件事項の次の議題であります、議場音響・映像設備の老朽化に伴う更新について、これは資料7を配布しておりますが、戸田議事課長から説明をお願いいたします。

○議事課長（戸田 実君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、戸田課長。

○議事課長（戸田 実君） はい。それでは、5番の個別協議案件事項の（2）議場音響・

映像設備の老朽化に伴う更新につきまして、7月20日木曜日に行われましたサマーレビューで、事務局から提案した内容について、資料7の説明資料にて、説明をさせていただきます。当日は、来年度の予算化に向け、秋口の当初予算査定の前に、事前に執行部に周知を図るため、副市長、総合政策部長及び副部長兼政策調整課長、財政課長等に対し、当該案件について、ご説明をいたしました。まず、資料の1番の目的では、本庁舎建築後32年が経過している中、当時設置された既存の議場用放送設備、これは残時間表示等を含みますが、経年劣化によりまして一部故障が発生し、不具合が生じておるところでございます。また、交換部品はすべて供給期限切れであるため、議場の音響・映像設備の更新について対策を講じる必要があることを説明いたしました。次に2番の現状及び課題といたしまして、平成28年12月定例会におきまして、残時間表示及び出席議員数表示機器が故障し、現在スポーツカウンター及び張り紙で、応急的に対応している状況にあること。また、議場音響設備において、会議中、水銀灯照明の安定器作動時に雑音が入るほか、時折原因不明の雑音が発生する場合があること。更に、現在の映像システムでは、アナログ方式カメラのため、画質が悪く、老朽化等で動作に不具合が起こる場合があることなどについて、説明をさせていただきました。以上の点から「議場音響・映像設備」の更新を視野に入れた対策を講じることとし、更新においては、相当な経費がかかることから、議会費の経費見直し、議場の新たな有効活用等も視野に入れ、併せて検討をするものとさせていただいたところでございます。次に、3番の今後の方向性や具体的な取り組みですが、議場音響・映像設備更新業務に係る経費等につきましては、業者による見積金額で、20,745千円、また、次年度以降は保守料として年間432千円が必要になるところでございます。なお、議場音響・映像設備更新後のメリットといたしましては、優れた音響設備が設置され、特に新たなスピーカーから発する音声につきましては、だれにでも聴こえやすく、音のバリアフリー化が図られ、小さな音量でも大変聞き取りやすい構造の仕様となるものです。また、電子採決が可能となりまして、採決の効率化及び時間の短縮のほか、瞬時に画面表示で賛否人数の把握ができるようになります。更に、音響操作とカメラ操作が連動してできることにより、従事職員の削減も可能になるところでございます。また、すべての機器がデジタル方式となるため、今後いつでもインターネット中継を実施できる環境が整うこととなります。裏面になりまして、議場音響・映像設備更新後、本会議インターネット中継を実施する場合の経費ですが、ASP方式、これは外部サーバーにデータを蓄積する方式ですが、この配信システム使用及びデータ作成等の業務委託費見積金額として、年額1,370千円を要するところでございます。また、実

施の効果についても説明いたしました。市民により開かれた議会を目指し、市民と議会との距離を縮めるため、市民がパソコンやスマートフォン、タブレット等で迅速に議会の情報が得られること、議場に足を運ばなくても議会の情報が得られること、また利便性はもとより、情報化推進の観点からも、本会議インターネット中継を実施する効果は高いと。極めて高いものであることを強調いたしました。参考として、現在埼玉県内でインターネット中継を実施している市は、40市中35市であり、未実施の市では、加須市のほか、桶川市、八潮市、三郷市、ふじみ野市となっております。インターネット中継の配信を行うには、毎年度相当の経費がかかることも踏まえ、さらに検討を重ねる必要もあるところではございます。次に今後のスケジュールでは、議会への説明を経て、11月の当初予算要求で、より具体的な内容説明を行い、来年度予算措置された場合には、4月に入札及び契約に向けた事務手続きに着手し、5月の指名委員会を経て、6月を目途に入札後、契約へ向かう運びでございます。なお、議場音響・映像設備改修工事は6月定例会終了後から、9月定例会を迎えるまでの閉会期間を予定しておりまして、工期は、10日間程度を見込んでおります。具体には7月下旬から8月上旬の実施を目途としております。以上でございます。

**○委員長（小坂徳蔵君）** この件に関しまして、なにか、質疑、意見ございますでしょうか。

（「ありません」と言う人あり）

**○委員長（小坂徳蔵君）** 「早く進めていただきたい」というのがこの委員会の総意でございます。よろしく願いいたします。

次に移ります。会議録印刷部数の見直しの議題になります。これは、前回に引き続いての協議となります。これにつきましては、資料8-1、8-2、8-3これをご覧下さい。

この件に関しましては、江原局長から説明があります。江原局長。

**○事務局長（江原千裕君）** はい。それでは、私の方からご説明をさせていただきます。資料は、8-1、8-2、8-3をご覧ください。前回、第12回特別委員会におきまして、会議録印刷部数の見直しについて皆様にご協議をいただきました。この件につきましては、特別委員会として印刷部数を見直して削減する方向で、今後、代表者会議の説明、議会運営委員会の決定、そして全員協議会の報告という方向性が示されたところでございます。なお、その際に意見が2つございました。一つ目は、委員会会議録についても図書館において欲しい。二つ目は、会議録作成作業にあたってのテープ起こしには、どれぐらいの人員が、また、

どれくらいの経費がかかっているのか調査して欲しいということでございました。まず資料8-1は、ご意見を踏まえまして印刷部数及び配布先をさらに吟味しまして、本会議の会議録は15冊、委員会の会議録は14冊というように見直すこととしたところでございます。

「見直し変更後」というところの表をご覧いただきたいと思います。本会議が15冊、これは自筆署名を頂いた正本2部を含めて15冊ということでございます。続いて、資料8-2は、会議録の作成作業についてどれくらいの人員、経費がかかっているのかについて、反訳作業（テープ起こし）にどれくらいの時間がかかるのか、それに要する人件費はどれくらいなのかを調査したものでございます。現在加須市議会の契約方法としましては、2社から見積りを徴して、それを比較して安いほうの業者に随意契約をしているという状況でございます。現在の契約先は株式会社会議録研究所という業者でございます。現在契約している株式会社会議録研究所に電話で照会したところ、会議録作成にかかる業務としましては、反訳（テープ起こし）、点検・校正、印刷・製本の流れの作業がある。4番にありますように会議録作成にかかる時間、1日あたり6時間の本会議1回に対する会議録作成作業は概ね10人くらいで作業に従事するというところでございます。反訳作業（テープ起こし）、6人で1日8時間行って3日は必要である、延べ144時間・人ということでございまして、点検作業、校正作業、印刷・製本、それらを含めた合計延べ時間は、240時間・人、これを1日8時間で換算すると30日かかるという延べ時間数でございます。これが一定例会7日と換算しますと掛ける7倍ということで、1,680時間要するというところでございます。会議録研究所で従事している人件費、労務単価、平均して1,100円ということでございますので、これに労務単価をかけますと、一定例会当たり184万8千円、これが定例会、年4回ございますので、739万2千円、会議録作成にかかる反訳作業（テープ起こし）は、概算でございますが、年間739万2千円はどうしても人件費としてこれだけかかるということでございました。これらは、印刷部数にかかわらず、これだけの時間と費用がかかるということでございます。続きまして、資料8-3でございます。今回、見直し削減をしてどれくらいの削減効果があるのかを、再度、見積りをとって計算したものでございます。一番右下にありますように、今回のように印刷部数を見直すことにより、本会議15冊、委員会14冊と見直すことによりまして、トータルで143万3,456円の費用削減効果があります。これが、毎年ずっと続いていくということになります。以上でございます。よろしく申し上げます。

**○委員長（小坂徳蔵君）** なにかご質疑、意見ございますでしょうか。ございませんか。

(「はい」と言う人あり)

**○委員長（小坂徳蔵君）** 意見が無いようですので、本会議と委員会の会議録の印刷部数につきましては、資料掲載のように見直して来年度から実施したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「はい」と言う人あり)

**○委員長（小坂徳蔵君）** 異議ありません。よって会議録の印刷部数については、来年度から資料掲載のように見直すことに決定いたしました。したがって、市議会としては10月から始まる新年度の予算編成では、会議録印刷部数を見直して予算要求することになります。この件に関しては、第3回定例会前に開催される代表者会議、及び議会運営委員会に諮った上で全員協議会に報告し実施に移しますのでご了承ください。

それでは先に進みます。次は、費用弁償の見直し並びに閉会中における委員会室、全員協議会室及び本会議場の有効活用について一括して説明をお願いします。江原局長。

**○事務局長（江原千裕君）** それでは2つまとめて説明をさせていただきます。

資料は資料9をご覧ください。費用弁償、こちらにつきましては、前回第12回特別委員会におきまして、県内市議会の費用弁償の調査結果を資料として配布させていただきました。その際にこの件について、皆さまから賛成とか反対といったご意見がありませんでしたので、改めて近隣市議会の状況、埼玉県内市議会の状況、全国の市議会の状況を調査しましたので、資料を配らせていただきました。近年、議会改革の中で、会議出席のための費用弁償を廃止している市議会が増えている状況があります。

第4区議長会12市のうち10市議会、83.3%が廃止しております。

県内40市のうち、25市議会、62.5%が廃止しております。

全国を見ますと、全国813市のうち、451市議会、55.5%が廃止しております。

全国の人口10万人以上20万人未満の全国155市のうち、106市議会が廃止68.4%が廃止をしているという状況になっております。

このような中で、先程戸田課長からサマーレビューで執行部に対して「議場用音響映像設備の更新」という新たな行政ニーズに対応した新たな予算化を提案を事務局として来年度当初予算要求をさせていただくために、サマーレビューを行ったわけですが、さらなる議会改革を進めるとともに、一方で従来からの議会費を見直して議会費の中で新たな予算を生

み出していくことも必要であると考えております。そこで、会議出席のための費用弁償の見直しについて、皆さまでご検討いただき、今後の方向性について、ご協議をいただければと思います。

事務局といたしましては、秋口から始まる平成30年度当初予算編成におきまして、先程の会議録削減に併せて、議会改革を加須市議会が進めていますという具体的な事例が少しでも多く財政課ヒアリング、市長ヒアリングの際に提案できればありがたいかなと考えております。

続きまして資料10をご覧ください。

こちらは、「閉会中における委員会室、全員協議会室及び本会議場の有効活用について」考え方を整理したものでございます。

サマーレビューの提案の時に約2千万円を投資して本会議場を新しくリニューアルする。ですので、せつかくなので、議会で使うのはもちろんですけども、閉会中で、もし有効活用できれば、有効活用を検討していきたいということも執行部に対して申し上げたところでございます。そのようなことを踏まえまして、今回、閉会中における委員会室、全員協議会室及び本会議場の有効活用についての考え方、このような考え方はいかがでしょうか、ということで資料を作成させていただきました。ポイントをかいつまんで説明いたします。1番の目的ですが、議会運営上支障のない日において、4階議会フロアの会議室の有効活用を図るものでございます。2番、貸出しする会議室ですが、委員会室、ただし、第一委員会室に限ります。また、全員協議会室、本会議場、1番西側の説明者控室でございます。3番、貸出範囲、3つあります。①加須市が主催する会議②加須市議会が主催する会議③加須市長の附属機関が使用する場合でございます。これが委員会室及び全員協議会室です。

本会議場は、加須市及び加須市議会が主催する会議等に使用する場合でございます。

4番、貸出日及び貸出時間、委員会室及び全員協議会室は、加須市の閉庁日、加須市議会の会期中、議会運営上支障のある日を除いた日とします。本会議場は、閉庁日、会期中を除く日でございます。貸出し時間は、午前8時30分から午後5時までとします。

5番、6番、7番、8番は、使用する際の手続きを定めたところでございます。9番、開始時期として、もし、議会のご了解がいただけるようでしたら、今年の11月から運用を始めたいと考えているところでございます。本庁舎の5階の会議室がなかなか今回の市民公開研修講座を実施するにあたって予約といますか場所がとれないという状況がありまして、全庁的に会議室が、この本庁舎不足している状況もございますので、議会に支障のない時間、

日時については、有効活用ができれば執行部もありがたいのではないかと考えているところ  
でございますので、こちらについてもあわせてご協議のほどよろしく願いいたします。以  
上です。

**○委員長（小坂徳蔵君）** ありがとうございます。なにか御質疑、意見ございますでしょ  
うか。はい、竹内委員。

**○2番（竹内政雄君）** 先程説明のありました有効活用ですか、この件に関しては、その通り  
なので、我々議員に支障のない限りは、いろいろな部屋も不足しているということなので、  
この辺につきましては、私は個人的には了承しています。

もう一つこの費用弁償です。いろいろなデータが出ていますね。例えば、4区議長会では、  
10市議会が廃止しているということで、これは、あくまで、私の個人的な意見として廃止  
するのがいいのではないかと考えているのですけれども、ただ、大きな問題なので、一度会  
派に持ち帰って、この件について、（会派の）皆さんと協議してきますので、この次までどう  
するかということを保留にしたいと思います。

ただ、個人的には、廃止したほうがいいのかなどという考えでございます。

**○委員長（小坂徳蔵君）** 他にございませんでしょうか。佐伯委員。

**○7番（佐伯由恵君）** 議会改革ということで、費用弁償の見直しや議会が持っている設備を  
開放していくということは、議会改革をするにあたってこういったところも検討するという  
ことなんだと改めて受け止めました。

費用弁償につきましても4区議長会で12市のうち10市が廃止されているということ、  
改めて認識したわけですが、市民感情もありますし、いろいろな角度から、この二つ  
は、前向きに検討していくことが必要じゃないかなと思いました。

**○委員長（小坂徳蔵君）** 他にございませんでしょうか。小勝副委員長。

**○5番（小勝裕真君）** 費用弁償は以前にも意見を言わせていただいたのですけれども、現状  
がこうだということもありますし、特に資料9にもありますように今後ですよね、公聴会制  
度とか参考人制度こういったところで旅費を支給するという必要だと思っておりますので、  
そちらの方には支給いただいて、この議会についての会議旅費、費用弁償については廃止す  
る方向でぜひ、協議していただきたい思います。

**○委員長（小坂徳蔵君）** 他にありませんでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

**○委員長（小坂徳蔵君）** なければですね、閉会中における委員会室、全員協議会室及び本会議場の有効活用なんです、先ほど江原局長から議会の了解が得られれば今年の11月を運用開始時期としたいという話がありました。これについては、議会として支障はないと思うのですが、このように決定してよろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

**○委員長（小坂徳蔵君）** 議会事務局から提示されたこの資料10の関係については、議会としては、これで決定したいと思います。今後の運用につきましては、先程らい、議会の手続きがありますので、代表者会議、議会運営委員会に諮って、全員協議会に報告して11月から実施するという事で事務局で進めてください。お願いします。

それから費用弁償の関係については、各会派に持ち帰って、先程竹内委員から話がありましたが、ご検討ください。継続していきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

それでは、これで次第に基づく議題については全て終了いたしました。なお、今回は先程協議がありましたようにお盆明けの23日に開会いたします。これについては、基本条例の素案を決定していくということが、一番大事なところですので、そこを重点にして協議を進めていきたいと思っております。

したがって、個別協議案件につきましては、最小限に抑えて行くということで、委員の皆さまにはご理解してください。

それでは今日の次第に基づく協議は全て終わりました。終了いたしました。

ここで議長から発言を求められております。

それでは、福島議長さんをお願いします。

**○議長（福島正夫君）** 委員の皆さま、午前中いっぱい熱心にご協議いただきましてありがとうございます。大変お疲れなところなのですが、議会改革特別委員会ということで、いい機会ですので、私の方からも一点だけ検討していきたい点がございます。先程から政党・会派、それから野中委員の方から要望についての話があったのですが、私は議会改革というのは、合併して7年が経ちますが、その当初から、議会改革をやるんだという話は多く出ていました。その中で、議会改革というのは、私は、不備があったり不具合のあるもの今の時代に合わないものを変えていく、良くしていくのが議会改革の基本だと思います。それをもとの規則があるからとか、とにかく今は最高規範を創るということですので、今ある規則とか申し



合わせを無視していかなければ、これは改革ではないと思います。そこで、もう一点皆さまにご検討願いたい件があるのですが。

これは、前からこの話も出ていたのですが、市長提案の選出する審議会いろいろございます。延べで64人の議員が2年間、この間の星取表で決まった審議会がございますが、市長の設置する審議会に参画するということは、民主的な地方制度の趣旨に反する、二元代表制とすると市長が設置したところに議員が入っていく、これはこの委員会でもいろいろ出てますが、一般市民の意見を聞くのが私は、審議会だと思っております。その中で前から議員はこの審議会に参画しないでもいいのではないかという話があったのですが、この辺に関しても、審議会における議会選出委員についてもご検討いただければありがたいと思います。

**○委員長（小坂徳蔵君）** 江原局長。

**○事務局長（江原千裕君）** ただいま議長から話がありましたけれども、この件について事務局の方で資料を作ってみましたので配らせてもらってよろしいですか。

**○委員長（小坂徳蔵君）** はいどうぞ。

**○事務局長（江原千裕君）** 資料を配らせていただきました。審議会等への参画の見直しの検討についてということでございます。サブタイトルで「市民参加の拡充、議員就任の厳選」ということでございます。1番現状ですが、本市の執行機関が設置する審議会等の附属機関におきましては、平成29年6月15日現在で、30の審議会等に延べ64人の議員が選出され、委嘱を受け参画しているところでございます。これは3枚目につけた資料のとおりでございます。

2番、課題としまして、市長が設置する附属機関である審議会等に議員が参画することについて、議員の側としては政策形成の初期段階における情報・資料の入手が容易となるほか、一種の名誉となるなどの側面がございます。

しかし、議員が市長の設置する審議会等に参画することは、立法機関と執行機関との機関対立型をとる民主的な地方制度の趣旨に反し、適当とは言えないと言われております。また、市民の積極的な参画を妨げる懸念もございます。

3番、全国市議会の見解でございます。全国市議会の見解といたしましては、「分権時代における市議会のあり方」に関する調査研究報告書（平成18.2）に出されておきまして、その中で、「民主的な二元代表制の性質から、法令によるものを除き、長の設置した機関に参加すべきではない。」「地方分権の推進による議会の厳正な監視機能の発揮と住民の直接的な市民参画を拡充するためにも、議員の参画を見直し、法令の定めによるものにとどめるべきも

のである。」といった見解が示されているところでございます。また、行政実例としましては、「附属機関の構成員に議会の議員を加えることについて、違法ではないが適当ではない。(昭和28.1.21)」という実例もございます。

5番、他市議会の状況を調査しましたところ、埼玉県内の40市の状況でございしますが、法令に定められているものを除き、議員の参画を取りやめた自治体は、埼玉県内40市のうち、19市は取りやめております。第4区議長会12市のうち、6市は取りやめております。全国市議会の状況を見ますと、全国市議会議長会の調査によりますと、全国の市議会においても、法令に定められているものを除き、審議会等への議員の参画は、議会改革及び行政改革の流れの中で、減少している傾向にございます。

埼玉県内の状況につきましては、2枚目の資料をご覧いただきたいと思います。

こちらは、「県内40市における議員の審議会等への参画の見直し状況について」ということで、事務局の方で電話で県内40市に照会した結果でございます。左から2列目、×がついているところが法令以外の審議会への参画を取りやめた市議会に×がついています。○のついているのは、そうではないということです。

×のついている市議会につきましては、取りやめた時期、取りやめの経緯、取りやめの手続きはどんなことを行って、協議をして決めたのか書かれていますので、後ほどお目通しいただければと思います。

以上のような状況を踏まえますと、本市においても、直接的な市民参画を拡充していくために審議会等への議員の参画を見直し、検討する必要があると考えます。

今後におきましては、議会においてご協議いただきますとともに、議会と市長とで調整を図り、次の改選時におきまして、審議会等への議員の参画を厳選し、原則として法令等の定めによるものを除いて、議員の参画を自粛し、市民参画を拡充していくことを考えていく検討していく必要があるのではないかなと考えておりますので、今後、議会の方で十分な検討をお願いいたします。今後今回、市長から話が投げかけられたこともありましたので、事務局としまして、市長並びに総務部とも協議しながら今後に向けて検討してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。ご協議よろしくをお願いいたします。

**○委員長（小坂徳蔵君）** なにか質疑、意見ありますでしょうか。酒巻委員。

**○10番（酒巻ふみ君）** 法令等の定めによるものというのは、いくつぐらい、どういうものがありますか。

**○委員長（小坂徳蔵君）** 江原局長。

○**事務局長（江原千裕君）** 正確にはつかんでおりませんが、私の知る範囲では、都市計画審議会、民生委員推薦会などいくつか、三つ、四つだったのではないかと考えております。正確に調べまして、次回ご報告させていただきたいと思っております。

○**委員長（小坂徳蔵君）** 今の件なんです、先程、事務局の方から資料が配布されましたが、一番最後の部分なんです、各種審議会等議会選出委員名簿がありまして、そこには、根拠・法令等が書かれています。例えば、総合振興計画審議会委員は条例によると。後は、設置要綱であるとか規約によるとなっております。条例は議会の議決案件だと。規約であるとか要綱に関しては、議会の議決については不要になるということになっております。

この資料は、議会選出委員の関係で、30の審議会等について根拠法令が載っております。ある程度参考になるのではないかとと思っております。

いずれにしても、市議会によっては、この点で市民から批判が出ているという話も聞こえてまいります。そういうことで、今、議長の方から話があったのではないかとと思っております。いずれにしても、今、初めて議長の方から話がありまして、皆さまにも資料が配布されましたので、持ち帰って、良くご検討いただいて、協議が進めば、次の改選時から整理していくというのも一つの課題になるのかなと思っておりますので、会派に持ち帰ってよくご検討ください。大変今日も集中して協議をしていただきました。本日の協議は全て終了いたしました。本日の協議内容につきましては、議会改革特別通信第12号を発行し、市議会ホームページに掲載し、議員各位に配布します。本日の協議内容につきましては、所属する会派内の議員に速やかに周知されるよう要請いたします。これで本日の議事は全て終了いたしました。



### ◎副委員長のあいさつ

○**委員長（小坂徳蔵君）** それでは散会にあたり、小勝副委員長からあいさつをお願いいたします。

○**副委員長（小勝裕真君）** 大変お疲れさまでした。本日も自由討議でしっかり協議をいただきましてありがとうございます。まだまだ暑さに向かいますので、お体に気をつけてのりきっていただきたいと思うのですけれども、明日の甲子園は熱い試合を期待したいと思います。今月は、この後、22日、23日、29日とありますので、是非ご協力お願いしまして、閉会とさせていただきます。

○委員長（小坂徳蔵君） どうもありがとうございました。



◎散会の宣言

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、散会といたします。お疲れ様でした。

散会 12時00分